

# 仙台市環境調整システムの対象事業種及びその規模

事業種類	地域	仙台市環境調整システム		アセス条例（参考）	
		第1種事業	第2種事業		
1 道路	国道、 県道、 市道	全地域	2車線・5km以上	2車線・2km以上	4車線・5km以上
		A地域	2車線・1km以上	左記を除くすべて	2車線・2km以上
		B地域	すべて		2車線・1km以上
		C地域	2車線・2km以上	2車線・1km以上	4車線・2km以上
	林道、 農道、 その他道路	全地域	5km以上	2km以上	幅員3.5m・10km以上
		A地域	2km以上	左記を除くすべて	幅員3.5m・5km以上
2 ダム・堰	ダム	全地域	貯水面積5ha以上	貯水面積1ha以上	貯水面積20ha以上
		A地域	貯水面積2ha以上	左記を除くすべて	貯水面積10ha以上
		B地域	すべてのもの		貯水面積5ha以上
	堰	全地域	湛水面積5ha以上	湛水面積1ha以上	湛水面積20ha以上
		A地域	湛水面積2ha以上	左記を除くすべて	湛水面積10ha以上
		B地域	すべて		湛水面積5ha以上
3 河川改修	全地域	改修長さ0.5km以上	改修長さ0.2km以上	—	
	A地域	すべてのもの		—	
4 鉄道・軌道	全地域	すべてのもの		すべて	
5 ヘリポート	全地域	すべてのもの		すべて	
6 工場又は事業場の建設	全地域	敷地面積5ha以上又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	敷地面積1ha以上	敷地面積20ha以上又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	
	A地域	敷地面積2ha以上又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	左記を除くすべて	敷地面積10ha以上又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	
	B地域	すべてのもの		敷地面積5ha以上又は排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上若しくは排水量5千m <sup>3</sup> /日以上	
7 一般廃棄物の最終処分場	全地域	すべてのもの		埋立面積5ha以上 A・B地域は全て	
8 一般廃棄物中間処理施設	全地域	すべてのもの		処理能力100t/日又は面積5ha以上	
9 下水道終末処理場	全地域	すべてのもの		面積20ha以上 A地域10ha / B地域5ha	
10 公園の建設	全地域	面積5ha以上	面積1ha以上	面積20ha以上	
	A地域	面積2ha以上	左記を除くすべて	面積10ha以上	
	B地域	すべてのもの		面積10ha以上	
11 土地の造成	全地域	面積5ha以上	面積1ha以上	面積20ha以上	
	A地域	面積2ha以上	左記を除くすべて	面積10ha以上	
	B地域	すべてのもの		面積5ha以上	
12 公有水面埋立・干拓	全地域	面積2ha以上	左記を除くすべて	面積10ha以上	
	A地域	面積1ha以上		面積5ha以上	
	B地域	すべてのもの		面積5ha以上	
13 建築物等の建設	全地域	高さ45m以上、又は延面積1万m <sup>2</sup> 以上	高さ31m以上、又は延面積5千m <sup>2</sup> 以上	高さ100m以上、又は延面積5万m <sup>2</sup> 以上	

A地域：国定公園、県立自然公園、農振農用地等

B地域：国定公園の特別地域等

C地域：都市計画法上の住居専用地域

第1種事業：環境調整会議において審議を行う（第2種事業は必要に応じて）。